

農地法違反問題

農業委員会 会長

申請を提出される前ですが、農業委員会として「追認」を容認するものではない

尼寺議員 一般質問

本年6月に開かれた2回の農業委員会、農地法違反是正の意見書が採択された。尼寺議員は、その内容を確認するため農業委員会会長、および市長にそれぞれの見解を質した。

尼寺議員 6月30日に農業委員会、採択された意見書は、追認を容認したものではないと理解しているのか

農業委員会会長 申請書を提出される前ですが、農業委員会として追認を容認しているものではない。

尼寺議員 この意見書には「適法な状態で、農地転用許可申請を行って」とあるが、その意味は

農業委員会会長 農地法を遵守し、農地法違反を是正し、適法な状態で申請

農地法違反の是正について 佐賀地方法務局に聞いてみると R2-10-5

登記を戻す(錯誤で抹消する)方法は、契約を解約することも、契約金を返す必要もない。難しく考えることはない。まず法務局に錯誤で登記を抹消する申請をする。(市長と地権者全員の印がいる。心配なら仮登記をするが、契約は生きているので、その必要はないのでは)。それから農業委員会に農転許可を申請し、許可がおりた日を原因到達日として、法務局に再登記をすることで違反の是正はできる。(市長と地権者全員の印がいる)
*地権者全員の印鑑を得るのは困難だと市はいうが、すでに契約は済み、お金を払っているから協力はしてくれるのでは。(地権者には協力義務あり)

していただき、事業の進捗を図ることが農業委員会の総意です。
尼寺議員 会長から、「追認を容認しているものではない」と答弁があった。市の「追認する」という方針とは異なっている。どうか

橋本市長 農地転用申請前であるので、会長の答弁はそのような段階での「追認を容認しているものではない」ということと受け止めている。

これに対して、尼寺議員は「今の答弁は納得できない。前会長は、市議会での追認を容認するような答弁をしたことで、会長職を解任された」と聞いた。「追認は容認しない」というのが農業委員会の一貫した考えで、市長は農業委員会を無視しているのでは。」と指摘した。

尼寺議員 6月19日に採択された(後日修正された)農業委員会の意見書について、どう考えているのか

橋本市長 佐賀県から「登記を元に戻さずに、農地転用申請されても、申請を受け付け審査を進めることは可能である」と示されているので本市としては、この方針でやる。また当該地の農地転用許可権者は佐賀県なので農林水産省、司法の判断を求める考えはない。尼寺議員 判例を見ると、追認は

れも農地を農地以外に転用した場合を想定しており、今回のように、農地転用許可を受けずに、農地の所有権移転登記をするようなことは想定していない。法令にないことについては、農水省にその対応を照会すべきではないのか。

また法令には、申請前に違反がある場合、違反状態のまま農地転用許可を受け付けることはできないとある。登記を元に戻して仮登記を設定する(土地代金は戻してもらわなければならない)手法をとるべきではないか。

橋本市長 登記を元に戻して仮登記を設定する方法は、全ての方の理解をえるのは困難であり、佐賀県の考え方で、まともな答えはない。

最後に尼寺議員は、「追認」という手法が許されるならば、「民間が違反したら許されないのに、市役所ならいいのか(佐賀新聞)」という声に、どうこたえるか。」と質問するが、市長からは「解決に努力する」というだけで、まともな答えはない。

市長は、登記を元に戻す方法は困難だというのが、法務局に問い合わせると、難しくないと...

<農地法違反問題>

- 平成 28 年、新産業集積エリア整備事業において、鳥栖市が用地取得をする際、農地転用許可を受けずに所有権移転登記を行う、「農地法違反」をおかした
- 市が示した農地法違反是正の方法 ①登記を元の所有者にもどし、仮登記を設定し、農地転用申請する。②登記を元に戻さずに農地転用申請し、農業委員会に申請を受理してもらい、審査を求める。(追認)
- 市は、①の手法は困難だとして、②の方法、「追認」という方針をとっている。
- この「追認を認めるか、認めないか」が農業委員会で議論になり、前会長は市議会で追認を容認する答弁をしたという事で、本年3月に会長職を解任された。そして本年6月の2回の農業委員会は市長に対して「農地法違反を是正」を求める意見書を可決した。現会長は「追認は容認しない」と市議会で答弁した。

<6月26日農業委員会臨時会で採択された意見書>

令和2年7月 鳥栖市長 橋本康志様 鳥栖市農業委員会会長 佐藤敏嘉

農業委員会会長からも、佐賀県から受けた説明をもとに事実上の追認を示唆するような答弁がなされています。しかしながら許可権者である佐賀県の説明の中では、農地法における追認許可の法的根拠は示されておらず、このため佐賀県の法解釈には疑義があるものと考えられるから、国などの上級機関において追認が適法かどうかの確認をすることが必要である。... 令和2年3月の農業委員会で、当時の会長が追認を示唆するような議会答弁に... 当時の会長に不信感を抱き解任したところである。この状況から... 協議した結果、農地法違反を是正し、適法な状況での申請をおこなっていただくよう確認した。

<追認とは>

- 追認とは農地転用許可を受けずに農地を非農地化した時に、後追いで追認許可をすること。違法状態を解消するものとして判例で認められているが、農地法には規定がなく、今回の件は想定されていない。
- 農業委員会は、「土地の境界をはみ出している場合や父や祖父が農地法の事をよく知らずに、建物を建てている場合は追認している。しかし農地転用について明らかに知っている人、過去に指導している人及び悪質な人には原状回復の指導を行ってきた。」市役所は、農地法を熟知している人の集まりである。追認を許せば、「農業委員会は今後農地法違反の指導ができなくなる。過去に指導した人との公平でなくなる」など農業委員会に対する信頼は大きくそなわれる。
- 「行政機関が法律違反と認識していながら違法行為を繰り返しているなら、追認許可を是とすることはできない。」これが国の考えであり、本事案はこれに該当しないだろうか?

鳥栖民報

発行 日本共産党 鳥栖市委員会
鳥栖市本町二丁目
電話 83-7131
FAX 83-7131

No.1551

発行日

2020,10,18

真実つたえ 希望をはこぶ

しんぶん 赤旗

日刊/月3497円 日曜版/月930円

生活相談は ☎83-7131

